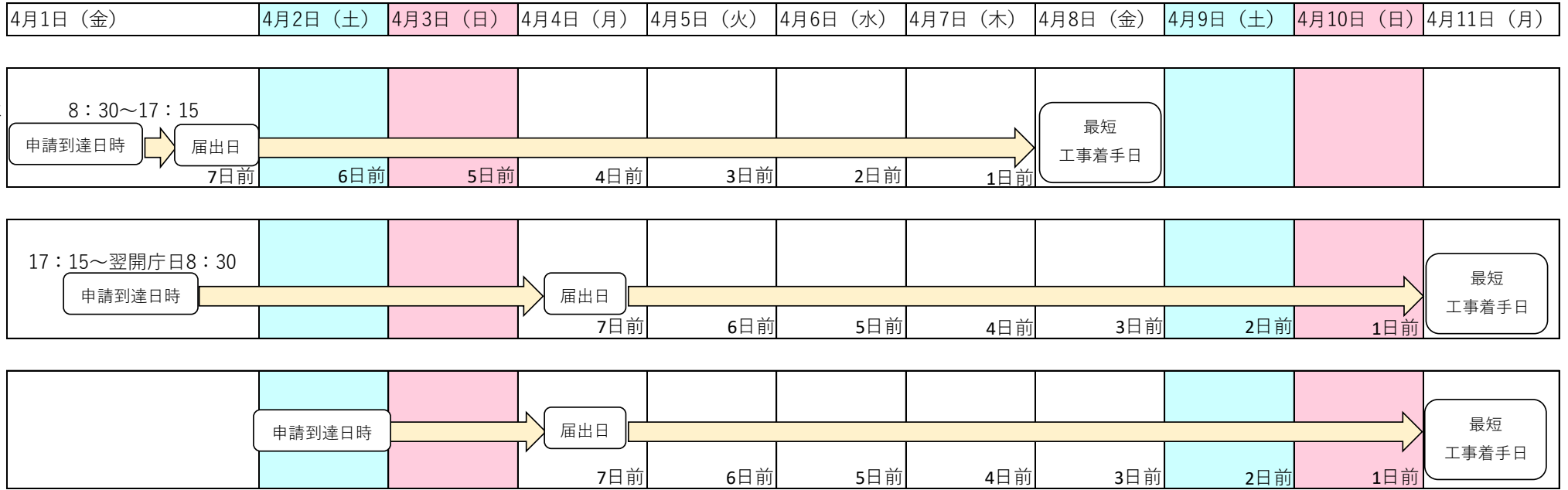


申請到達日時と届出日について



●日付は参考です。

●届出日が工事着手日の7日以上前となるように申請してください。

●申請内容に不備がある等の状況により、当日 (①の場合) 又は翌開庁日 (②・③の場合) に受付できない場合があります。